5 医療費負担の軽減について

現在、乳がんで乳房全摘術を行った患者さんが乳房再建術を受けるにあたり、ティッシュ・エキスパンダーや乳房インプラントが公的医療保険の適用となりました。実際の費用については、手術を受ける時期や種類、ご自身が加入している公的医療保険の種類などで異なりますので、手術を受ける医療機関にご確認ください。

高額療養費制度



「高額療養費制度」とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1ヵ月(月の初めから終わりまで)で自己負担限度額(年齢や収入によって異なります)を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。ただし、支払った額の中には、入院時の食費や差額ベッド代などは含まれません。

また、70歳未満の方、70歳以上の一部の方(3割負担の一部の方、住民税非課税世帯の方)の場合、予め「限度額適用認定証(非課税の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受け、医療機関に事前に提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、限度額適用認定証は不要です。その際にはマイナポータルサイトで限度額の確認が可能です。

<u>詳しい内容は病院の相談室や加入されている公的医療保険者の窓口にご</u>確認ください。

<術後下着・パッド・人工乳房の購入支援について>

現在(2024年3月)、乳がん術後の医療用補整用具(術後下着、パッド、人工乳房)は医療費控除の対象ではありません。 しかし、医療用補整用具購入費の助成制度を実施している自治体があります。 助成対象、金額、申請方法などは自治体で異なります。 詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。